

北協発第1号
令和2年4月13日

会 員 各 位

一般社団法人 名北労働基準協会
会 長 西 村 義 明

新型コロナウイルス 愛知県「緊急事態宣言」発出に伴う 第8回定時総会開催延期のお知らせ

平素は、当協会の事業運営に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会の第8回定時総会を、特別講演、懇談パーティーを中止したうえで、4月28日(火)に予定通り開催することを、3月30日付けでご案内いたしました。

しかし、新型コロナウイルスの感染はさらに拡大しており、4月10日には愛知県の緊急事態宣言も発出され、今後愛知県を対象とした国の宣言が出されることも予想されます。

当協会では4月10日以降全ての講習会を中止とし、感染防止に努めておりますが、定時総会には現在約300名の会員が参加予定であり、緊急事態宣言が発出される中、十分な感染予防対策を講じ短時間開催であっても、予定通りの開催は不可能と思われま

す。このような状況を鑑み、度重なる変更で誠に申し訳ございませんが、第8回定時総会は緊急事態宣言が終了するまで、令和2年度の範囲内で開催を延期いたします。

協会業務運営に大きな影響が生じますが、定時総会参加者の感染防止と、多数の参加を得て本来の形で審議を行うため、何卒ご理解を賜りますとともに、令和2年度も協会事業のさらなるご支援、ご活用をお願い申し上げます。

記

- 1. 4月28日(火)開催の第8回定時総会は延期いたします。**
2. 定時総会の新たな日程は、決定次第ご連絡いたします。
3. 定時総会ご欠席の場合の委任状は、改めて開催案内に同封しますので、恐縮ですが再度ご提出いただきます。
4. 令和2年度の協会費のご請求は、定時総会終了後となります。新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策総合支援事業の会員支援策の一環で、本年度は例年6月の協会費納入期日の延期を行っております。定時総会の開催時期に関わらず、8月31日(月)以降の納入期日となります。特に経営への影響が大きな会員企業につきましては、協会費のご納入は申請により、最長で令和3年3月31日まで延期が可能です。
5. 連絡先: 一般社団法人 名北労働基準協会 総務部

TEL (052) 961-3655 〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1